平成２１年（フ）第１４７号
秋田県大仙市大沢郷宿字カクマ沢151番地
債務者　伊藤　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第９６３８号
大阪府東大阪市南上小阪４番13号
債務者　田中　好子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２６７号
大阪府門真市本町９番16―310号
債務者　山本　愛子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６号
大阪市淀川区新北野３丁目８番６―103号
債務者　井口　晴規
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７１号
大阪府摂津市鶴野２丁目７番４―303号　ツツミグランドハイツ
債務者　野村晴美こと　鄭　　晴美
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４号
熊本県八代市西片町2333番地
債務者　鬮池　明美
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第５号
熊本県八代市通町４番39号1102
債務者　山本ゆみ子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第６号
熊本県八代市田中西町10号13番地３　202
債務者　坂田ゆかり
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第７８０号
静岡県島田市金谷泉町1868番地の５
債務者　八木　千明
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後４時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７８１号
静岡県島田市金谷泉町1868番地の５
債務者　八木恵理子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後４時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６号
静岡市駿河区富士見台２丁目１番59号　コーポ―Ｔ＆Ｙ207号室
債務者　山岸　次郎
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８７号
長崎県佐世保市上本山町864番地１　Ｃ―306号
債務者　小野　隆信
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第６７９号
青森市富田４丁目24―38　アポロＢ205号、住民票上の住所青森県むつ市川内町川内73番地
債務者　橋本　治彦
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６８０号
青森県むつ市川内町川内73番地
債務者　橋本美穂子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６８１号
青森県むつ市川内町中道94番地
債務者　橋本勝太郎
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係